

北海道ケアラー支援有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 高齢化、核家族化の進行等の社会構造の変化などにより、「老老介護」「ダブルケア」「ヤングケアラー」「介護離職」など家族の介護や世話を行うケアラーの問題及びこれらのケアラーに対する支援の重要性が指摘されていることを踏まえ、道におけるケアラー支援対策について幅広い観点から意見を聴取するため、北海道ケアラー支援有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 道によるケアラー支援対策のための実態調査に関すること
- (2) 道におけるケアラー支援対策の方針に関すること
- (3) その他道におけるケアラー支援対策に関し、必要な事項

(構成)

第3条 会議は15名以内で構成する。

- 2 構成員は、ケアラー支援に関する学識経験者、当事者、関係団体及び行政機関のうちから保健福祉部少子高齢化対策監が決定する。
- 3 構成員の互選により座長及び副座長を置く。

(運営)

第4条 会議は、保健福祉部少子高齢化対策監が招集する。

- 2 会議は、座長が主催する。
- 3 座長に事故あるとき又は座長が不在若しくは欠けるときは、副座長がその職務を代行する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させて、意見聴取などを行うことができるものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課において行う。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

北海道ケアラー支援有識者会議構成員名簿

(敬称略)

分野(区分)		所属・役職	氏名
学識者	(子ども)	北海道大学大学院教育学研究院教授	松本 伊智朗
	(精神保健)	札幌医科大学保健医療学部 看護学科看護学第3講座准教授	澤田 いずみ
当事者	(ケアラー)	ケアラーズカフェ運営者 (元ケアラー)	加藤 高一郎
当事者団体	(ケアラー)	一般社団法人日本ケアラー連盟理事 (北海道社会福祉協議会地域共生社会推進部長)	中村 健治
	(認知症介護)	北海道認知症の人を支える家族の会事務局長	西村 敏子
支援機関	(介護)	北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長 (旭川市神楽・西神楽地域包括支援センター長)	今井 敦
	(障がい)	留萌圏域地域づくりコーディネーター (留萌管内市町村基幹相談支援センター長)	小野 尚志
	(教育)	北海道スクールソーシャルワーカー (札幌大谷大学短期大学部保育科准教授)	今西 良輔
医療従事者		公益社団法人北海道看護協会常務理事	山本 純子
経営者		北海道経済連合会労働政策局長	桑原 崇
労働者		日本労働組合総連合会北海道連合会総合政策局長	小倉 佳南子
市町村	石狩市	石狩市教育委員会教育支援課長	鈴木 昌裕
	栗山町	栗山町福祉課長	森 英幸